

令和4年度

第10回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 10 回 総 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年12月16日（金）午後2時20分から午後3時40分
- 2 開催場所 ペガサート 6階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席委員（18人）
 - 会長 14番 徳田 雅亮
 - 会長職務代理者（副会長）12番 鈴木 茂樹
 - 委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 3番 内野 清己
 - 4番 海野 光祥 5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子
 - 7番 大塚 師輝 8番 小笠原 悟 9番 勝谷ふみ代
 - 10番 小村 寿文 11番 佐藤 操 13番 塚本 剛弘
 - 15番 深井 暁美 17番 美尾 明 18番 望月 均
 - 19番 森田 早苗
- 4 欠席委員（1人）
 - 16番 堀場 正明
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第60号 非農地証明申請について
 - 議案第61号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による事業計画の決定について
 - 議案第62号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について
 - 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第40号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第41号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 報告第42号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、参事兼次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主任 鈴木 康生、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主任主事 奥津 史郎、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、主査 松永 文雄、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

7 会議の概要

議長 ただいまから令和4年度第10回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日、16番 堀場 正明委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 13番 塚本 剛弘委員、15番 深井 暁美委員にお願いいたします。次に委員の皆様をお願いがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第34号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第56号朗読】**

計画は2ページから46ページに記載のとおり253件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

農地利用課 令和4年12月23日に公告を予定している所有権移転、農地中間管理事業、及び利用権設定促進事業については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、農業委員会に審議をお願いするものです。今回の農用地利用集積計画案につきましては、2ページから46ページにありますとおりで、売買及び貸借契約数としては253件です。まずは所有権移転です。2ページをご覧ください。所有権移転は、左側の整理番号1の清水区の農地で合計3筆、面積が合計4,472㎡です。申請事由ですが、これまで譲渡人は譲受人に農地中間管理機構を通して農地貸借をしてきたところ、譲受人は清水区在住の73歳の認定農業者で、柑橘を中心に今後規模拡大をしたいと考えており、双方で話がまとまったため今回の所有権移転の申請となりました。73歳と比較的高齢ではありますが、38歳の息子も農業経営に携わり、後継者として認められるため、問題はないと判断しました。以上が所有権移転です。次に農地中間管理事業です。今回は、これまでの方式に加え、

貸手から農地中間管理機構への貸付と、機構から借手への転貸を同時に行う一括方式による貸借の二つがあります。一括方式につきましては、初めての採用となりますので、追って説明いたします。まず今回の農地中間管理事業のこれまでの方式である従来方式の集積計画案につきましては、3ページから34ページでございますとおりで、貸借契約数としては187件258,398.1㎡になります。集積計画書案の表ですが、左側から、整理番号、公募地区名、貸し手の住所氏名、借り手の住所氏名、その横に契約する土地の地番、現況地目、面積があり、利用権の種類、土地利用の作目、契約年数、契約期間、賃借料が記載してあり、一番右の欄には、中間管理での貸借が新規なのか更新なのかの記載となります。また、資料1に事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、そちらも併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。参考までに一番下の段に前年同時期の公告の集積面積を記載しました。各筆明細での総数187件に対して、権利別内訳の合計件数が190件であるのは、出し手3件で貸貸借と使用貸借の両方の契約があり、それぞれ1件として計算しているためです。貸借年数区分の合計件数が189件であるのは、出し手1件で5年と10年の契約、出し手1件で6年と10年の契約を、それぞれ1件として計算しているためです。次に農地中間管理事業の一括方式分です。35ページを開いてください。これまでは、市において作成する農用地利用集積計画により、貸手から中間管理機構へ貸し付けが行われ、中間管理機構から貸手への転貸手続きは、機構が作成する農用地利用配分計画により行われており、農業委員会においては貸手から中間管理機構への貸付のみを審議していました。しかし一括方式は、集積計画に中間管理機構から借手への転貸の内容も含めており、貸手から中間管理機構への貸付と中間管理機構から借手への転貸を同時に行うものです。そのため一括方式は、転貸人の農業振興公社から借手への審議もお願いするものです。そのため借手の経営面積・農業従事者数の表示もございます。残りの項目は従来方式と同じです。農地中間管理事業にかかる一括方式の集積計画案につきましては、35ページから43ページでございますとおりで、貸借契約数としては、45件面積が135,503㎡になります。今回は仮地番にて貸借契約を行っていたところについては、新地番にて契約をし直す必要があり、集積から配分開始までの間に期間を空けずに契約できる一括方式で行う必要がありました。以上が農地中間管理事業にかかる説明となります。続いて利用権設定促進事業です。233ページをご覧ください。利用権設定促進事業は受け手と出し手の申し出により

利用権を設定する。いわゆる個人対個人の農地の貸借契約です。今回の利用権設定促進事業にかかる集積計画案につきましては、議案書233ページから252ページの20件、合計16,809.74㎡です。またこちらも、資料1に、利用権設定の事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。参考までに一番下の段に前年同時期の公告の集積面積も記載しました。以上を、まとめますと、所有権移転1件4,472㎡農地中間管理事業、従来方式187件258,398.1㎡農地中間管理事業、一括方式45件135,503㎡利用権設定促進事業20件16,809.74㎡合計253件415,182.84㎡です。以上、農用地利用集積計画案の説明とさせていただきます。

事務局 ただいま説明のありました農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず、はじめに45ページの整理番号240と242を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いします。

(委員退席)

議長 これより、質疑に入ります。議案第56号中、整理番号240と242について発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第56号中、整理番号240と242について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第56号中、整理番号240と242については、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

(委員着席)

議長 それでは、議案第56号中、整理番号240と242を除く251件の審議をします。

議長 これより、質疑に入ります。議案第56号中、整理番号240と242を除く251件について、発言のある方は挙手をお願いします。

12番 整理番号1の集積計画での所有権移転についてどんなものか説明をお願いします。

農地利利用課 農業経営基盤強化促進法にて売買が行われる場合の条件として、青地であり、

認定農業者であるなど条件はありますが農業経営基盤強化促進法での売買の場合、税金の軽減がございます。農地代金は譲渡益に分類されそこから経費をひいたものが譲渡所得税の対象となるシステムです。そこから8,000,000円引いたものになり税金が軽減されるものになります。

12番 委員の方はあまり経験がないのかもしれませんが、こういう事があるので覚えておいて欲しいと思います。かなり買う側は税の軽減になりますので。

議長 ちょっとよろしいでしょうか。整理番号1番の件だと6,708,000円ですが8,000,000円より低い金額ですが。

農地利用課 6,708,000円に土地購入の経費も入れることも可能で、8,000,000円です。

議長 譲渡所得税はかからないということで良いですか。

農地利用課 そういうことになります。

10番 農地利用集積計画の整理番号1番ですが、2,918.88㎡のうち3,103㎡となっていて面積が増えているのはどういうことですか。

農地利用課 換地の結果仮地番となっており、面積の結果を表しています。

農地利用課 補足させていただきます。仮地番の面積は従前地番で登記上の面積となり、実際に貸し付ける面積が3,103㎡となります。

議長 今までの方式、従来方式と一括方式の違いの説明をお願いします。

農地利用課 今まで中間管理では従来方式で今回の清水区改良区の案件から一括方式を取り入れ、仮地番で集積の登録が済んで正式な地番が決定し、既に貸し借りがされている状態となっています。従来方式は集積配分が2カ月開いてしまうため今回の集積配分が一度で出来る方式で行ったという事です。

議長 ありがとうございます。ほかに発言はありますか。

議長 発言もないようですので、議案第56号中、整理番号240と242を除く251件について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 251件の承認にしたがって議案第56号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第57号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第57号朗読】**

申請は48ページに記載のとおり6件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 1班です。整理番号79番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。譲受人は経営規模を拡大したく、譲渡人は、要望に応えるということで申請に及びました。整理番号80番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。こちらは令和4年第9回の総会において別段の面積の特例を受けており、空き家バンクに付随する農地であります。譲渡人は、要望に応えるということで申請に及びました。整理番号81番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、東名工事の為に日本道路公団が所有していた農地が、譲受人が所有する農地に隣接しており、一体で耕作をすることが適当と考えられるため、双方で話がまとまり申請に及びました。なお、譲受人の耕作面積は下限面積を満たしていませんが、下限面積の例外で位置・面積・形状等からみてこれに隣接する農地と一体して利用しなければ利用することが困難な農地に該当します。

8 番 以上、職員から説明がありました3件につきましては、特に問題がないと思われ
ます1班として許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

事 務 局 2班です。整理番号82番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、贈与者は高齢となったため、所有する農地を子に贈与するものです。整理番号83番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大したく、譲渡人は、要望に応えるということで、申請に及びました。

4 番 以上、職員から説明ありました2件につきまして、2班としては許可相当と判
断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事 務 局 3班です。整理番号84番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。譲受る法人は、令和4年9月に設立され、主な事業は、柑橘と野菜の事業です。申請事由ですが、この法人は以前から、今回の譲渡人である、法人代表者の父親が所有する農地において事業を行っていましたが、事業の継続を確保するため、農地を個人所有から法人所有に移行したく申請に及びました。なお、該当法人は、農地保有適格法人の要件を満たしており、経営内容につ

いても変更するものではありません。

1 番 以上、職員から説明ありました 2 件につきまして、3 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 整理番号 79 番の富士市から静岡市まで来て耕作されるという事ですが、何を耕作するのですか。

事務局 お茶の耕作をされている方です。すでに貸借で 30,000㎡の耕作を行っている方です。

毎日 50 分かかる農地まで通っているそうです。今回申請地近くの出身の方で父親も一緒に耕作しています。

6 番 同じ 79 番での質問になりますが、30,000㎡も営んでいてなぜ今 297㎡の所有なのですか。耕作地の近くという事ですか。

事務局 同じ地区で耕作されています。今後規模を拡大していくとの事です。

6 番 わかりました。

議 長 ほかに発言はありませんか。発言もないようですので、議案第 57 号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 57 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 58 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 58 号朗読】**

申請は 50 ページに記載のとおり 2 件でございます。

議 長 それでは、議案第 58 号の 2 件について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 2 班です。整理番号 12 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、普通畑です。申請事由ですが、これまで自宅等で農作物の加工品製造及び保管を行っていましたが、新たに専用の農作物加工施設を建築したく申請に及びました。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われまふ。整理番号 13 番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。こちらの案件は、平成 25 年 12 月総会で営農型太陽光発電設備

の一時転用許可を受け、続けて平成28年12月、令和元年12月の総会で更新の一時転用許可を受けている案件です。このたび、3年間の転用期間が切れるため、更新のための申請をするものです。太陽光パネルの設置枚数は96枚、発電出力は22KWです。パネル下部での作付け作物は原木しいたけで、1本あたりの収穫実績は年間約0.25Kgで、地域の平均収穫量に対し、約8割に達しております。設置されている原木の本数は約600本で、原木の寿命が3、4年のため、1年につき150本を補充予定です。また、定期的に報告を受けている、知見を有する者からの所見として、適正な栽培管理が成されれば、地域の平均収穫量を達する見込みがあるとの意見書も添付されています。なお、農地区分は第一種農地で、不許可の例外の一時転用に該当します。

4番 以上、職員から説明のありました2件について、2班として特に問題はないと思われまので許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

11番 整理番号12番は何を加工するのですか。自分で全部加工するのか、原料を買って加工するのですか。

事務局 今回の申請者はみかん農家であります。ジャムを作るそうです。みかんとトマトと聞いています。みかんの保管や仕入れた材料で加工する施設となります。

11番 農地であるこういった場所で加工という事ですか。ほかの物も加工しますか。
事務局 みかん農家で、トマトみかんジャムの加工となりますが、今回は宅地としての転用の申請となります。

11番 はい。ありがとうございます。
議長 ほかに発言はありませんか。発言もないようですので、議案第58号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第58号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第59号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第59号朗読】**

申請は52ページから53ページに記載のとおり8件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 1班です。整理番号63番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権の移転です。申請人は土木・建設業を営んでいる法人です。申請事由ですが、申請人は資材置場を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は第2種農地に該当します。代替性も検討され隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。整理番号64・65番は同一案件の為に一緒に説明させていただきます。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田です。売買による所有権の移転です。申請人は流通センターを営む事業協同組合です申請事由ですが、現在の流通団地の敷地が手狭となり、候補地を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に及びました。今回は申請人が団地敷地を造成する申請です。建設造成土は10,9800m³。高さは最高1.7mということです。その後は土地を購入し、工場事務所施設を建築します。申請地の敷地面積は整理番号64、65番と合わせて農地は2万142平米雑種地を含めると20,906m²となり、工場事務所施設は10,672m²一般基準において、事業の目的が土地の造成のみを目的とするものは許可をすることができないとされておりますが、例外として農地法施行令第47条第5号に掲げられている事業協同組合等が事業の実施により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するため、農地を農地以外のものにする場合に該当します。農地区分は第2種農地と判断されます。施設建設後は事業区域一帯にフェンス及び緑地緩衝帯を設置します。雨水については3か所に地下調整池を設け、施設建設後の排水については合併浄化槽を設置します。代替性も検討され、申請地の周囲は公共用地に囲まれておりますが、近隣の営農環境等への影響を考慮して、周辺農業者及び地元の町内会や部農会など地域の話し合いの議事録が提出されており、事業計画による農用地の集団性を損なうような影響はないものと判断され理解を得ております。盛土条例のなど他法令の許可申請書等も提出されています。なお、本件は3,000m²を超えるため、12月22日に開催される県農業会議常設委員会に上程され意見を聞く事となります。

4 番 以上職員から説明のありました、63番につきましては、1班として特に問題はないと思われまので許可相当と判断させていただきました。64、65番については地区審査会にて現地調査を行いましたので説明させていただきます。はじめに、

流通センターの事業内容について確認しました。現在、流通、卸売りを主に、食料品、建材、衣料品、設備工事など幅広い企業からなる共同組合です。造成後は現在の第一流通センター内を拠点とする法人の工場、事務所の建築が予定されています。この法人は、屋根・壁材の加工販売を営んでおり、従業員数は100名ほどで、受注の増加に伴い手狭となった工場の規模拡大のため申請に及んだものとなります。造成については道路と同じ高さまで盛土をすとの事です。造成土はすでに購入済で近くにストックしているとのことでした。申請地は交通量の多い場所であり、工事中の車両は、第一流通センター内で待機し周辺に迷惑が掛からない様に配慮をし、施工中の被害防除は、壁やフェンスを設置し、周囲の所有者、地元住民との事前説明を行い、了承を得ているとのことです。申請地東側に農地がありますが、工場、建物建築後も日かげにはならない様、農地に配慮した設計になっているとのことです。以上のことから、整理番号64番65番については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

2班です。整理番号66番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、申請人は隣接する自宅内で、建築業を営み、設計士をしています。来客用駐車場がなく、建築資材も自宅に置いているため、資材置場、駐車場を必要としていたところ、所有者と話がまとまり、申請に及びました。農地区分は第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われる。

8番

以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては承認することと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

3班です。整理番号67番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭になったため両親に相談したところ、父親所有の土地を借り住宅を建築することで話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われる。整理番号68番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請者は、市内に本社を置く土木建築業を営む法人です。申請事由ですが、ここ数年清水区での事業が増えたため、露天資材置場及び露天駐車場を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水

等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号69番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、両親、兄と同居しておりますが、手狭になったため所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号70番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権設定です。申請事由ですが、申請者は県外で建設業を営んでいる法人であります。今回、梅ヶ島温泉昭和線の有東木トンネル工事に伴う切り直し道路用地を探していたところ、所有者と話しがまとまり、一時転用の申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。一時転用期間は、1年間となります。

1番 以上、職員から説明がありました整理番号67番から69番については、3班としては許可相当と判断しました。整理番号70番につきましては、地区審査会で現地及び聞き取り調査を行いましたので、報告します。はじめに、会社の事業内容について確認しました。現在、県外に本社機能があり、支社として全国で2,000人ほどの従業員がおります。主な事業としては、建設工事の企画、測量、設計、監理、請負及びコンサルティングを事業としております。申請の経緯ですが、トンネル工事現場周辺の現道部分に工事用のプラント等を設置しなくては工事ができなく、そのために迂回させる道路が必要となったため、仮設道路の申請をしたそうです。盛土条例については、県盛土対策課に確認したところ、問題なしとの回答とのことでした。転用終了後の利用計画ですが、茶畑に戻す作付け確約書が提出されております。周辺の所有者、部農会、町内会自治会長等には説明済みであり、町内には、回覧等で対応をしていく予定です。申請者からは、誓約書の提出もされております。以上のことから、整理番号70番についても、3班としては、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7番 整理番号64、65番ですが、現地調査の時は建物の説明は受けていますか。流通センターからは離れているので敷地の拡張や流通センターではないのでしょうか。流通センターとしての事業で法人が直接建てるのではない理由はありますか。

事務局 今回の申請地の横にヘリポートがあります。そのすぐ隣に流通センターがあり隣接する敷地が無い為一番近くが申請地になります。造成のみの申請は同じ流通センターで平成30年に許可した案件があります。補助金等の関係での造成の申請です。地区審査会で工場、事務所、駐車場の建築についても確認しました。

議長 図面はありますか。

事務局 資料をご覧ください。手前がヘリポートになり、すぐ横が申請地になります。

7番 建物の事は分かりました。農地が隣接しているが影響はありませんか。建物も調査の対象として欲しい。

18番 左上の流通センターの敷地として造成されているが、逆に考えて本来田んぼである上側が造成されて、水をどうするか。部農会でも了承しているが、大きい所を取られて小さい所への水の供給はどうなるのか。農業が出来ない環境が作っているイメージはないですか。この地区は一体が開発区域ですか。市としての青写真があるのかどんどん農地が減っていき、田んぼの水はどうしていくのか。今後どうしていくのですか。

12番 この話は以前からありヘリポートで高い建物が建てられない事で、一度立ち消えとなっていてそこから、機能しなくなってしまい荒れてしまった。地域としてもこれから企業誘致で協力していく方向で考えています。残念ではあるが仕方がない。周辺農地への影響が無い様にしていきたい。

事務局 南西側の工場敷地スペースは駐車場となる計画で農地への影響は無い事は現地調査で確認しました。

8番 先ほどの現地調査の報告で建物は隣接の農地に影響ないと説明した通りです。

議長 ほかに発言はありませんか。発言もないようですので、議案第59号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第59号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第60号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第60号朗読】**

申請は55ページに記載のとおり1件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 3班です。整理番号28番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。申請地は昭和32年に祖父が診療室と居宅を建築し現在に至ります。証明基準2の建築物が設置されている土地に該当します。令和4年12月1日に、地区担当農業委員の立会いのもと、現地を確認していただきました。

8番 以上、職員から説明がありました件につきましては、1班として承認することと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第60号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第60号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第61号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第61号朗読】**

申請は57ページに記載のとおり1件でございます。

議長 それでは、議案第61号について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 2班です。整理番号1、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で市街化区域内にある生産緑地です。申請者が自らの耕作の事業に用に供するため、所有者から賃借権の設定を受け、農地の貸借を行います。今回の申請者は、障害福祉サービス業を営む法人です。申請地は障がい者の就労訓練作業の場としても用いられ、福祉農園として利用予定のため、都市農業の有する機能の発揮に資する耕作の事業の内容の基準に該当しています。また、作付け作物はパクチーフアランド、ビニールハウス内で砂栽培を行います。解除条件が付された契約書の写しも提出されています。

4番 以上職員から説明のありました整理番号1番の案件につきましては、地区審査会で現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので、報告します。今回の申請者は駿河区敷地にて障がい者福祉事業を営む法人です。事務所と同じ場所で就労継続支援B型作業所を運営しており、職員数は4名です。こちらの作業所では、現在、主に知的障がい、自閉症や発達障がいを持つ方が14名在籍しており、内職作業を

しています。今回の申請地も障がい者就労訓練作業の場として利用予定とのことです。作付け作物はパクチーフアランで、日本でよく用いられるパクチーよりも香りが強く、ベトナムなどの東南アジアで香味野菜としてよく用いられるものです。ビニールハウス内で砂栽培を実施し、IOTによる遠隔での管理を行います。農作業を行う障がい者は7名程度を予定しており、葉の収穫や、花の摘み取りなどを行う予定です。出荷先は浜松にあるベトナム食材店で、作物の仕分けや販売はそちらで行います。販売価格は変動しますが1kg当たり6,000円程度とのことです。また、収穫量としては、1区画で3.4kg収穫でき、それを96区画耕作します。葉は3週間ほどで再生し、1日当たりの収穫量は20キログラム程度とのことです。また、落ち着いたところで作付面積の拡大も予定しているそうです。耕作には代表取締役と従業員1名が常時従事予定とのことも確認しました。以上のことから整理番号1番の事業計画の決定について、2班としては承認することと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 就労継続支援A型、B型について簡単に違いを説明して下さい。

事務局 基本的にはA型に比べB型の方が障害の程度が重い方が多く入所しています。今回の申請はB型となり内職的な作業が多く、花を摘んだり、草を刈ったり収穫をする様な作業をするとの事です。

2番 B型は周りにありますか。今事業所でも経営はしていますか。新しい方が就労されるのですか。

事務局 現在14名が在籍し、縄跳び、コマの組み立てをしており、最大20名登録可能という事です。農作業は少し複雑になるため今後は農作業レベルに合わせて新しい人を入れて行くかもしれないとの事です。

2番 5年契約ですが今後も継続していくのですか。

事務局 今後上手くいけば次回も5年後も永続的にやっていきたいと考えているそうです。

2番 そこで賃金は貰えるのですか。

事務局 作業代として支払われます。

2番 そこで賃金は貰えるつもりで継続的に働いているという解釈で良いか。

事務局 はい。

- 1 3 番 総会前の研修で説明のあった都市農地賃借法の資料でいうと今回の案件はどれにあたりますか。
- 事務局 企業が作成した事業計画の認定を行いたい。都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業内容の基準の1、2の要件を満たしている必要があるが1については口の①都市住民に農作業を体験させる取組や交流を図る取組の福祉農園に該当します。
- 1 3 番 福祉農園は今後も増えてくるという事ですか。
- 事務局 今回は都市農園ですが、農地法3条で農福連携での申請も可能であり、今後も広めていく方向で良いと思います。
- 2 番 障がい者が農作業に従事するにあたって何か基準がありますか。
- 事務局 福祉の方での判断になるが、農作業についての基準はないと思われます。事業者の取り決めは無いかと思います。
- 1 5 番 水耕栽培と言われていたが、ビニールハウス等は建てますか。
- 事務局 元の所有者からビニールハウスはありました。ビニールは張りなおして使用します。
- 1 5 番 収穫した物はどこでパック詰めしますか。ビニールハウス内ですか。
- 事務局 収穫した物は袋に詰めるだけと聞いております。仕分けは出荷先で行います。浜松のベトナム食材店に出荷するとの事です。
- 議長 ほかに発言はないですか。発言もないようですので、議案第61号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 議案第61号は、原案のとおり承認いたしました。
- 次に、議案第62号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 **【議案第62号朗読】**
- 申出は59ページに記載のとおり6件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。
- 事務局 それでは、説明いたします。整理番号34番です。こちらの生産緑地は平成25年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。11月28日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号35番です。こちらの生産緑地は駿河区の1筆のみ平成20年、残りの筆はすべて平成30年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約250

日農業に従事していました。葵区については11月28日に地区担当委員と、駿河区については12月2日地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号36番です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約280日農業に従事していました。12月2日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号37番です。こちらの葵区生産緑地は平成22年、平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。12月1日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号38、39番です。こちらの生産緑地は平成24年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約160日農業に従事していました。12月1日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。以上でございます。

議長 ただいまの議案第62号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言もないようですので、議案第62号について、原案のとおり承認よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第62号は、原案のとおり承認いたしました。
議長 ここからは報告事項に入ります。
報告第39号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第39号朗読】**

通知は61ページから80ページ58件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号66番については、賃借人が高齢により耕作できなくなったため、合意解約しました。整理番号67番と68番は同一の案件です。耕作者が介護による人手不足によりやむを得ず規模縮小するため、合意解約しました。整理番号69番については、中間管理事業に切り替えるため、合意解約しました。整理番号70番～120番については、換地処分完了に伴い正しい内容で再契約を行うため、合意解約しました。お配りしてある書類のうちの別紙農地法第18条第6項通知No70～120対照表をご覧ください。仮地番毎に、今回の報告案件の整理番号を耕作者、地権者に分けてまとめてあります。続きまして整理番号121番については、耕作者が規模縮小するため、

合意解約しました。整理番号122番については、隣地への集積集約のため、合意解約しました。整理番号123番については、賃借人が作業人員の減少により満足に耕作しかねる状況になってしまったため、合意解約しました。以上でございます。

議長 ただいまの報告第39号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第39号を終わります。
次に、報告第40号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第40号朗読】**

届出は82ページから88ページの60件がございました。その内訳は、4条の転用が16件、5条の転用が44件で、5条の転用の内訳としましては、所有権移転が40件、賃借権設定が1件、使用貸借による権利の設定が3件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第40号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第40号を終わります。
次に、報告第41号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第41号朗読】**

届出は90ページから92ページの43件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

事務局 それでは、あっせん希望があった土地について、説明いたします。整理番号184です。場所が確認できる平地の清水区の3筆について、あっせん希望がありました。用途区分は、市街化調整区域になります事務局で11月4日に現地調査をしたところ、3筆とも雑木、雑草が生い茂り、既に原野化しており、1筆については、一部隣接する住宅の庭にも転用されており、農地として利用可能な状態でなかったため、農地としてあっせんできない旨を届出人に伝え、了承を得ました。続きまして、整理番号194番です。用途区分は、市街化区域で、北・東・南の三面を住宅に囲まれ、西は公園に接した土地となります。生産緑地ではありません。事務局で11月4日に現地調査したところ、一部は通路になっており、その他は雑草が繁茂し、農地として利用可能な状態でなかったため、現状では農地としてあっせんできない旨を届出人に伝え、了承を得ました。説明は以上になります。

議長 ただいまの報告第41号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第42号を終わります。

次に、報告第42号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第42号朗読】**

申出は94ページの3件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

事務局 それでは、ご説明いたします。こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号13は、11月4日。整理番号14は、11月12日。整理番号15は、11月16日。各担当地区最適化推進委員と現地確認を行いました。以上3件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。説明は以上です。

議長 ただいまの報告第42号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第42号を終わります。以上をもちまして、静岡市農業委員会第10回総会を閉会いたします。